

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 市町村事業

① 事業の内容と各年度の種類ごとの見込み

県全体（平成24年度～26年度）

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	87		91		93	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	5		10		19	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	57		59		61	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	11		15		19	
(2) 成年後見制度利用支援事業	25	28	26	36	27	46
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実 設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳 者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	25	531	26	560	27	596
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	170		175		179	
② 自立生活支援用具	413		446		474	
③ 在宅療養等支援用具	319		344		360	
④ 情報・意志疎通支援用具	324		338		355	
⑤ 排泄管理支援用具	18,247		19,362		20,240	
⑥ 居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	73		76		82	
(5) 移動支援事業	388	1,646	408	1,774	427	1,899
(6) 地域活動支援センター事業	58	964	59	1,029	61	1,078
※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用 する人数	34		34		34	

平成26年度 圏域別

事業名	北部圏域		中部圏域		南部圏域	
	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	27		28		28	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	2		5		10	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	19		24		15	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	3		8		7	
(2) 成年後見制度利用支援事業	5	9	12	14	9	21
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実 設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳 者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	2	34	12	231	10	239
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	16		75		75	
② 自立生活支援用具	26		163		263	
③ 在宅療養等支援用具	8		131		205	
④ 情報・意志疎通支援用具	14		126		200	
⑤ 排泄管理支援用具	1,721		7,519		9,276	
⑥ 居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	8		29		36	
(5) 移動支援事業	37	130	175	596	201	1,067
(6) 地域活動支援センター事業	7	96	21	344	25	487
※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用 する人数	18		3		13	

平成26年度 圏域別

事業名	宮古圏域		八重山圏域		合計	
	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数	実施見込み 箇所数	実利用見込み 者数
(1) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業 ※相談窓口数見込み	6		4		93	
基幹相談支援センター ※実施見込み市町村数	1		1		19	
② 市町村相談支援機能強化事業 ※専門職員が配置されている窓口数見込み	2		1		61	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施見込み市町村数	0		1		19	
(2) 成年後見制度利用支援事業	0	0	1	2	27	46
(3) コミュニケーション支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実 設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳 者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み者数を記載。	2	35	1	57	27	596
(4) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載。						
① 介護訓練支援用具	10		3		179	
② 自立生活支援用具	10		12		474	
③ 在宅療養等支援用具	6		10		360	
④ 情報・意志疎通支援用具	9		6		355	
⑤ 排泄管理支援用具	1,054		670		20,240	
⑥ 居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	6		3		82	
(5) 移動支援事業	5	50	9	56	427	1,899
(6) 地域活動支援センター事業	6	111	2	40	61	1,078
※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用 する人数	0		0		34	

② 事業の実施に関する基本的な考え方

障害者自立支援法により、地域生活支援事業として市町村が実施しなければならない必須事業については、各市町村において同事業の実施が求められることから、市町村に対しその対応方法を明確にするよう促していきます。

また、必須事業以外の事業や障害者等の少ない町村、離島町村等の事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて、事業を効率的・効果的に実施していく必要があります。

③ 見込量の確保のための方策

事業の実施にあたっては、事業の全部又は一部の外部委託等が可能であることから、社会福祉法人やNPO法人等を積極的に活用するなどにより、柔軟に障害者等のニーズに対応する必要があります。

また、地理的条件により社会資源の少ない離島町村等は、地域の資源を効果的に活用するなど、地域の実情に合った方策で事業を実施していく必要があります。



